

アルベール・ブリモ「法および国家哲学の大潮流」

水波, 朗
九州大学法学部教授

<https://doi.org/10.15017/1582>

出版情報 : 法政研究. 35 (4), pp.121-127, 1969-02-25. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

アルベール・ブリモ「法および国家哲学の大潮流」

Albert BRIMO, *Les grands courants de la philosophie du droit et de l'Etat*, 1967

水波 朗

一

法哲学史・法思想史の領域では、フランスは独・奥に遅れをとっているように見える。A・フェアドロスやE・ヴォルフの優れた法哲学史 A. Verdross, *Abend-ländische Rechtsphilosophie*, 2 Aufl., 1963; F. Wolf, *Das Problem der Naturrechtslehre*, 3 Aufl., 1964 をもつドイツ語圏と比べると、この領域では、フランス語圏の著作には、目ぼしいものが今日みあたらない。かつてF・シェニーがその「実定私法における科学と技術」第二卷 *Science et technique en droit privé positif*, t. II, 1915 で当時の主要な法哲学説を採り挙げてなしたような、周到な文献渉猟、明快な分析、そして鋭い論評のさえをみせたような迫力ある書物は、それ以後みあたらない。比較的よいものであるM・ヴィレイの「法哲学史講義」F. Villey, *Leçon d'histoire de la philosophie du droit*, 1957, 2 éd., 1962 は、新トマス主義の立場からかかれたフランス語圏では最初の纏った法哲学通史として、斬新な主張に満ちている長所はあるが、新トマス主義の傾向以外の諸学説への理解や批判が幾分生硬にすぎる嫌いがある。

こうした状況のなかで、トゥールーズ大学教授アルベール・ブリモの、四五〇頁近い大部な近著、「法および

国家哲学の大潮流」を期待をもって読みはじめた。最近のヨーロッパでの法哲学の状況変化を、今さらのように生き生きと示してくれている点で一気に読了させるだけのものはあったが、行論の細部ではいろいろ疑問も生じ、全体として幻滅の感なきをえなかった。しかし後にものべる理由で一読には価いする書物として、ここに紹介しておこう。

二

本書の篇別の立てかたが、まず読者の意表を衝いている。本書は四部に分けられる。第一部「合理主義の潮流」、第二部「非合理主義のおよび反自然主義の潮流」とあった後で、著者によればこの両潮流を超えてこれを総合するものである「人本主義ヒューマンニスムの潮流」が第三部を成し、最後に第四部は、「現象学的、価値論的、実存主義的潮流」と題されている。

まず第一部では、序論において古代ギリシャおよびローマの法哲学が簡単に扱われた後に、本論は聖トマス・アクィナスの法哲学の詳論に始まる。こうしたところにすでに、ヨーロッパでの法哲学の最近の傾向がくっきりとでてくる。というのは、聖トマスは最近までのどの法

思想史、学説史の教科書においてもそう解されてきたような、現代に無関係な迂遠な中世的暗黒世界の神学者であるのではなく、実はもっとも現代的でかつ影響力のある一大学派の祖として、その法哲学の意義が今日では大いに見直されてきているからである。本書の著者によれば、グローチウスからロック、ルソーを経てカント、ヘーゲルにおよぶ近代啓蒙主義の自然法論がその当時にもった影響力は、これが今日それを喪失していることとよい対照をなしているのであるが（p. 82）、これにたいし聖トマスのますます増大する現代的意味が、著者によって認識されている。

第一部は、本質的には聖トマスおよびその今日の後継者の自然法論とそれ以後の啓蒙期自然法論とに分れる。そして著者によれば、プラトン・アリストテレスの伝統を継ぐ聖トマスの自然法論は、事物の本質に固有の（人間の理性から独立した）客観的な法を認め、かつこれを認識しうる人間の理性能力を強調する意味であくまで合理主義、本質主義でありながら、近世のデカルト以後の合理主義の如き、ことにカントの「純粹」理性の合理主義の如き過度のそれには堕ちず、他方では歴史的・偶然的「事物の本性」については、人間の経験を考慮すべき

「思慮」的理性の法的判断の重要性を語っている(歴史主義、実存主義への接近)(p. 48)。これにたいし近世の啓蒙期の自然法論は、過度の合理主義、それに混合された主意主義、および主意主義の帰結としての契約的思想の三つを、その主要要素としている(p. 94)。この自然法論は、自然法の細目にまで及んででき上った永久不変の法典をいったり(過度の合理主義)、法律の基礎を「権利」(≡自由)と考えてこれを国家活動や公法の目的としたり(主意主義)、あるいは国家や法律が国民の意志つまり「契約」によって存すると考えたり(契約説)するにいたる。カントおよびヘーゲルの法理論を含めて、プリモが近世啓蒙期自然法論についていうところをおおむね妥当であり、これは本書のもっとも穏当な部分を成している。

また著者が今日におけるトマス主義を大別して、十九世紀から二十世紀にかけて聖トマスの(どちらかといえど)本質主義的な面が強調されたの(たいし、マリタンやシルソンが出てその実存主義的側面を強調するにいたった、前者の傾向に依じて法哲学の世界では、ル・フェール、ルナル、デロス、ルクレール、カートライン、ロンメンがそれぞれの学説を樹て、後者の傾向に依じて

ヴィレイ、マルチッチの最近の活動がある、というのは注目されるべき記述である。しかし前者の諸学者の中でもルクレールやロンメンは単純に本質主義者とはいえないのみならず、後者の中のヴィレイを実存主義的とはいえない。聖トマスとハイデガーとを融合させようとしているのはマルチッチのみである(そのマルチッチを大いに称揚した論文がヴィレイにはあるといえ M. Villey, *Un grand philosophe du droit, dans les "Archives de philosophie du droit," 1965.*)。またマリタン学説のなかから「本性的認識」と「反省的・概念的認識」との区別のような認識論の中心学説を汲み上げていない点では、プリモもヴィレイも同様であって、ヴィレイを単純にマリタンの徒といえないのみならず、もしこの区別を著者プリモが知っていたならば、本性的認識を尊重する聖トマスの自然法論と、それを忘却した近世合理主義の行きすぎた自然法論との区別の本書における敘述は、一そう鋭くなったことであろう。

三

本書の第二部「反合理主義、反自然主義の諸潮流」では、(1)ヒュームやベンタム、イエリングの功利主義、(2)

デュギーやエールリツヒの社会学的理論、(3)マルクス主義、(4)仏、独、英の法実証主義（註釈学派、分析法学、実用主義およびカレ・ド・マルベール）、(5)ことにケルゼンのそれ、が扱われる。

プリモは、トゥールーズ大学の自らの先師デュギーについては、最大の敬意と愛慕とをもって、その哲学の弱さにもかかわらぬ法哲学者としての偉大さと実定公法への影響とを語っているが、デュギーが第一次大戦中その息子を喪ったのを契機として単に人間の社会連帯を説いてきた従来の学説を改め、社会的正義の人間本性を説くにいたった次第を明らかにしている（p. 204～5）。

次にマルクス主義の項では、ソヴィエトにおけるその公定の学説の変化にも注目しているが、スターリニズムの頂点に達した時に、それまでのパシュカーニスの市民的「権利」を中心とした法観念を否定して抬頭したヴイシンスキー学説の法観念における国家権力の契機の強調を、たんにヘーゲル主義の復活としているのは、あたるまい。正しくは、「権利」中心のブルジョワ的法観念への否定の動きは、国家権力の創定する行為の一般的規範の下で生きることへと傾く人間の根深い本性（法律的本性）に基づいて、資本主義国であれ共産主義国であ

れ、どこでも不断に芽びいてくるものであろう。

さらに著者はケルゼンを、普通にそうおこなわれているようにカントの徒として合理主義の系列に入れることをせず、却って反合理主義に数え入れている。これは一見識である。著者はケルゼンの方法論上の実証主義を強調するが、他方でその「規範主義」が実はこうした扱いを許すことを——明白にはないが——理解している。著者がある程度それを見抜いているように、ケルゼンのいう法規範の妥当性は「中性的」で、実力とある仕方結びついたものである点では、従来の合理主義的法理論のいつてきた法規範の妥当性とは、違味が違うのである。なお著者は正当にも、ケルゼンのために多くの頁（二四頁）を割いた後、今日もなおこの学説が少しも衰えぬ影響力を、全世界にもっていることを詳論している（p. 299～303）。

四

ところで問題なのは第三部である。著者は第三部に「法学上のヒューマニズム」の副題をつけるが、この場合ヒューマニズムとは何なのか？ 著者ののべるところ、かなり曖昧であるが、ここではどうやら法学の方法論が

問題であるらしい。つまり合理主義や非合理主義の扱ってきた法現象の一面的観方——それは結局人間についての一面的観方に帰着するものであるが——を去って、人間の肉体的・心理的な、精神的・超越的な全側面を考慮するという点で「ユマニスム」である法思想である(p. 308)。著者によればこの潮流の鼻祖はモンテスキューであるが、本書で扱われるのは、オーリユー、ヂェニー、ダバンといったトミストの外には、リペール、パウンド、M・ウェーバーなど、種々の傾向の学者である。しかしこれでは、こうした篇別を樹てることについて読者を納得させがたいであろう。第一に、第一部、第二部でいう合理主義、非合理主義の区別は、もともと法の本質的要素を理性によって認識される合理的なものとするかどうか、という法本質論の上の区別であるのに、第三部ではいきなり法学方法論上の分類へと飛躍している難点がある。第二には、ここで扱われるべく選ばれた諸学者の選択が、かなり恣意的である。方法論的にはかなり一面的である利益法学がこうした意味のユマニスムかどうか疑問であろうし、後に第四部で現象学者としてとりあつかわれるギュルヴィチなどは、この意味ではユマニスムに数えてよさそうである。

それはともかく、著者がここで深い敬意をもってその偉大さを説いているのはオーリユーである。ことにオーリユーをプラトンおよび聖トマスの徒であると繰返しのべたり(p. 312, p. 324)ことにp. 325, その他 p. 317)トマス主義とベルグソンとの中途であったと結論したり(p. 317)、オーリユーは多くの点で二十世紀のモンテスキューである、但しその制度理論は「法の精神」よりも「神学大全」に似ているといったり(p. 325)するところは、従来の水準を抜いた正しいオーリユー論である。これに反して、ジェニーを方法的折衷主義と特徴づけるだけのジェニー論は、不充分である。ブリモは、ジェニーには古典的自然法論(すなわちアリストテレスの聖トマス主義の自然法論)がないといって批判するヴィレイに答えて、ジェニーにとって重要なのは、聖トマスの後継者であることではなく、ドイツで今日復活している「事物の本性」論の先駆者であることである、といった。しかしこの場合ヴィレイのいささか慌ただしいジェニー論 (François Gény et la renaissance du droit naturel, dans "Le centenaire du doyen François Gény", 1963)に引きずられすぎている。ジェニーがいかに深く聖トマスの哲学のある核心(マリタンによっても

指摘された上記の認識の二様態の区別の論もその一部)を把握していたかを看過している(拙稿「ジェニーとダバン」「法政研究」三十二卷二十六合併号所収参照)。

まして著者が同じくヴィレイのダバン論(上記の「法哲学史」の附録として収めた Dabin, *Théorie générale du droit*, 1953 への書評 (M. Villey, *ibid.*, p. 293~8) をそのまま受け容れてダバンの法理論、国家理論は曖昧でもあり、獨創性にも欠けている、というのは判らない。もしダバンがまったくそうしたものにすぎないのなら、どうして著者はわざわざ一章を割いてダバンを論ずるのか? また著者ブリモは、ダバンの法理論は新トマス主義の自然法論とカレ・ド・マルベールの法実証主義との折衷であるといい、そして法律は結局自然的であるか又は実定的であるかどちらかで、自然的であれば法律の内容はこの自然法に拘束され、実定的であれば、その内容は自然法を却けるのであって、両者を一度に主張できぬ。「聖トマスとカレ・ド・マルベールとを融合させることなどできない」、ときめつけている。しかしこれはダバン理論の堂奥に透徹しないものの所論である。社会的集団ことに国家の共同善のためにその立法者が、法的思慮を用いて自然法の内容から独立して法律を創定し

他方人民はこの法律の下で暮すことへと人間の本性が傾くこと、そのことが政治的自然法の一部としての「(法律的)自然法である、これによって実定的法律はその形相において自然法的基礎をもちつつ、その内容においては立法者の自由な選定にまったく依存するのだ、ということによって、ダバンはこの問題の獨創的解決を聖トマスからとり出しているのである(拙稿「ダバンとケルゼン」年報「自然法の研究」一、二号所収参照)。

五

第四部は更に篇別の原理を異にして、法哲学が依拠する哲学によって「現象学的、価値論的、実存主義的潮流」と題される。現象学的傾向としては、フッサールとライナツハおよびコッシオやギュルヴィチが、価値論的傾向としては、ドイツのコーイング、フェヒナーおよび「事物の本性」論者(ラードブルッフとマイホファーならびにシプランガー)が、フランスのボナールやルーヴィエとともに扱われる。フェヒナーは実存主義的価値論者、マイホファーは「事物の本性」を実存主義的に論ずる者であり、附録として加えられた「国家の実存主義的概念」は主としてサルトルのそれを念頭においているので、

ここでは実存主義の法哲学の潮流も問題とされているのである。

しかし第四部は、全体として記述に均衡がないように思われる。コッソオのさして特徴のない *égologie* の法哲学なるものの長ながしい紹介はいささか退屈で、このためジュニーに費したと同じ頁数(九頁)を用いる必要があるだろうか? それにポナールやルービエを現象学的価値論の系列で考えるのはほとんど無意味で、志向性とか時間性とかの現象学的概念をそこに読もうとしても無理ではないのか? (p. 410~2)。さらにまた一般的にいつて著者は、「実存主義」をサルトルに近い筋途で考えて、これを本質主義に対比させるが、これではハイデガーの実存主義は把えられないだろう。マイホフアーやマルチッチについての本書の記述(p. 71~2, p. 408~9)が、要領をえない所以がここにあるように思われる。

六

これを要するに、本書の全体を通じて次のような欠点があるように思われる。(1)著者自身の徹底した法哲学の確立がない。そのため種々の学説への理解がいま一步突っ込んだものとならず、それら学説への著者のしばしば

断定的な批判が、動搖的である。(2)篇別の配列基準が乱れ、全体としての纏りを損じている。(3)記述の繁簡が、扱われている学者の重要性に応じていない嫌いがある。

他方において本書の長所として、(1)この書評のはじめでものべた通り、最近のヨーロッパの法思想の変化した状況に生まれましく接せしめてくれる。(2)ことにトマス主義とケルゼン学説との今日の学界における比重や、フッサールに始る現代哲学の(観念論、唯物論からの)転換の法哲学界への影響、今日の法哲学界における新カント学派の、新カント学派としてのまったくの凋落などを印象深く理解させる。(3)本書の各綱目毎に挿入された極めて豊富な文献(その配列はかなり恣意的である)は、研究のよい手引きとなろう。こうした長所の故に、いづれにせよわが国の研究者の批判的な一読に価しよう。